

新型コロナウイルス感染拡大による業況の悪化に対して 制度融資をはじめ当面の資金繰り等の相談についての お知らせ

①制度融資の活用、当面の資金繰りについて

まずは、現在お取引のある金融機関に相談してください！
お取引がない場合は最寄りの金融機関に相談してください！

※貴社の実状実態を正確に伝え、必要となる申請書類や各種手続き方法をご理解ください

セーフティネット保証認定の相談窓口は各市町村役場もしくは
京都商工会議所（京都経済センター7階 075-341-9791）で
開設されています。金融機関と相談の上、手続きを進めてください。

7日に政府発表された中小・小規模事業者などに実質無利子・無担保融資をおこなう制度開設については10日以降に具体的正式決定発表がなされ、政府系金融機関の日本政策金融公庫が主に創設する予定です。
京都での同制度については相談窓口は下記の通り
日本政策金融公庫京都支店 国民生活事業 電話 075-211-3231
日本政策金融公庫西陣支店 国民生活事業 電話 075-462-5121
日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業 電話 0773-75-2211

②雇用調整助成金についての相談について

雇用調整助成金に関する相談は、
下記の京都労働局助成金センターで受け付けています。
京都労働局 助成金センター
京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町 566-1 井門明治安田生命ビル 2階
電話 075-241-3269
また各ハローワークでも相談を受け付けています。

京都同友会でも通常の労務相談窓口を拡張し、会員社会保険労務士の協力を得て対応いたします。
詳しくは京都同友会事務局（電話 075-354-5007）までおねがいします。

これまで経験をしたことのない事態に直面しています。
こんな時だからこそ、ひとりで悩まず、いち早く情報を共有し、励まし合い、
私たち企業家が力を発揮して、社員を守り、企業を守り、地域を守っていき
ましょう！

2020年3月9日
京都中小企業家同友会